

国連自由権規約委員会にNGO報告書を提出しました

2022年9月12日
NPO法人なんみんフォーラム（FRJ）

なんみんフォーラム（Forum for Refugees Japan、FRJ）は、2022年9月12日、国連自由権規約委員会（本部・ジュネーブ）にNGO報告書を提出しました。同委員会の事前質問リストを基にした政府の報告書に対し、国内の難民、庇護希望者、および無国籍者の人権状況について、**5項目23件の勧告**を同委員会に求めました。

1. 勧告内容

政府の報告書では、近年の運用の見直しによって「真に保護が必要な難民の迅速な保護につながっている」としています。しかし、難民認定基準や適正手続きの保障、事実認定のあり方など、様々な面に課題があり、難民認定されるべき人が認定されていない状況が続いています。難民認定申請者への案件振り分けは、就労制限や在留制限を伴い、結果的に申請者の生活が困窮する事態となっています。申請者への公的な支援制度である「保護費」は厳しい受給要件から、受給者がごく一部に限られ、さらに支給額は、憲法が定める健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度の60%程度にとどまっていることから、**難民保護法の制定や、申請者への十分な公的支援の実施**を求めました。

また、2021年に政府が提出した入管法改正案（のちに廃案）では、自動的に適用される「送還停止効」を一部解除し、難民申請を3回以上行っている人や、一定の犯罪歴がある人の送還を可能とする規定を含んでいたため、「**難民認定手続きで送還停止効の例外を導入しない**」ことを強く求めました。無国籍者については、日本が無国籍に関する国連条約に未だ加入していないことから、加入に向けた具体的なプロセスの提示や、国際的な原則と規範に則った無国籍者の保護のための法整備を求めました。

FRJのNGO報告書で示した主な勧告

庇護手続き	<ul style="list-style-type: none">● 難民保護法の制定や難民保護に関する独立した組織の設立など、庇護手続きの抜本的な見直しを行う● 難民審査参与員の独立性や審査の透明性を確保する● 全ての庇護希望者に司法審査への実質的なアクセスを保障する
庇護希望者の処遇	<ul style="list-style-type: none">● 難民認定申請者への十分な公的支援を実施する● 申請時の在留資格の有無で生活保障に差をつけない
庇護希望者の送還	<ul style="list-style-type: none">● 庇護希望者に送還を目的とする収容をしない● 空港で庇護を求めた人を退去強制手続の対象としない● ノン・ルフールマン原則に沿った入管法第53条3項の見直し● 難民認定手続きで送還停止効の例外を導入しない
庇護希望者の収容	<ul style="list-style-type: none">● 国際原則に則った収容制度を設け、代替手段を検討した上で最後の手段としてのみ収容を行う● 新型コロナウイルスの感染拡大を理由に仮放免した人を再収容しない
無国籍者	<ul style="list-style-type: none">● 加入を検討している無国籍関連条約等の進捗状況を示す● 無国籍者の認定手続きを定め、国際的な原則や規範に則った無国籍者の保護を行う

2. 今後の動き

これらの勧告を求めたFRJのNGO報告書は、2022年10月10日からジュネーブで開かれる同委員会において、日本政府審査の参考とされます。会期最終日の同年11月4日までに、日本への懸念事項や勧告を含む総括所見が採択される予定です。FRJは今後も、難民や庇護申請者、無国籍者に関する日本国内の状況を国連機関に訴え、人権課題の解決や政策改善へ働きかけていきます。